

(参 考)

令和 7 年 5 月 13 日厚生労働省発社援 0513 第 1 号による一部改正後の内容で参考のため作成したものである。

厚生労働省発社援第 0331011 号
平成 20 年 3 月 31 日

第 1 次改正～第 30 次改正
(省 略)

第 31 次改正 令和 7 年 5 月 13 日
厚生労働省発社援 0513 第 1 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 70 条又は第 71 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）においてその例によるものとされた生活保護法第 70 条又は第 71 条の規定により、市町村又は都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が支弁する生活保護法第 19 条第 1 項の規定により行う保護（同条第 5 項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 19 条第 1 項の規定により行う支援給付に関する費用のうち、保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準については、別紙によることとされ平成 20 年 4 月 1 日から適用されることとなったので通知する。

なお、昭和 48 年 5 月 26 日厚生省社第 497 号本職通知「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」は廃止する。おって、昭和 19 年度以前の生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別 紙)

生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準

1 通 則

この基準は、生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 10 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法施行令第 10 条第 1 項の規定により、生活保護法（以下「法」という。）第 75 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 75 条に規定する国庫負担金の交付の対象となる保護施設事務費（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による授産施設に対して交付する施設事務費を含む。以下同じ。）及び委託事務費の支弁の基準（以下「支弁基準」という。）を定めたものであること。

2 用語の定義

この支弁基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める。

- (1) 「保護施設事務費」及び「委託事務費」とは、法第 70 条又は第 71 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 70 条又は第 71 条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき保護施設事務費及び委託事務費（(2)に規定するものを除く。以下同じ。）であって、施設事務費支弁基準額（委託事務費支弁基準額）に各月初日の入所（委託、利用）実人員を乗じて得た額をいい、保護施設又はこれに準ずる施設の運営に必要な人件費及びその他事務の執行に伴う諸経費をいう。
- (2) 「日常生活支援委託事務費」とは、法第 70 条又は第 71 条の規定により、市町村又は都道府県が支弁すべき委託事務費のうち、日常生活支援住居施設に入所させ又は入所を委託した場合の委託事務費であって、日常生活支援委託事務費支弁基準額に委託入所延べ人数を乗じて得た額をいい、日常生活支援住居施設において提供する日常生活支援の実施に必要な人件費及びその他の諸経費をいう。
- (3) 「施設事務費支弁基準額」及び「委託事務費支弁基準額」とは、保護施設への入所（委託、利用）及びこれに準ずる施設への委託を行う場合における入所（委託、利用）者 1 人当たりの事務費月額単価であって、3 の(1)及び 4 の定めるところにより、都道府県知事（指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。）がその施設について設定した額をいう。
- (4) 「日常生活支援委託事務費支弁基準額」とは、日常生活支援住居施設への入所（委託）を行う場合における入所（委託）者一人当たりの事務費日額単価であって、5 の(1)の定めるところにより、都道府県知事がその施設について設定した額をいう。
- (5) 「取扱定員」とは、地方公共団体立の施設にあつては、条例等で定めた入所（利用）人員をいい、法人立のものにあつては、法第 41 条第 2 項の規定により、都道府県知事が認可した入所（利用）人員（社会福祉法による授産施設にあつて

- は、同法第 62 条第 1 項の規定により届出した利用人員）をいう。ただし、前年度中に新たに事業を開始した施設を除き施設事務費支弁基準額を設定しようとする年度の前年度の各月初日の入所（利用）人員の合計を 12 で除して得た月平均入所（利用）人員（小数点以下は切り捨て）が取扱定員に 1.1 を乗じて得た数を超えるとき（取扱定員が 101 人以上の施設にあっては取扱定員に 10 を加えて得た数を超えるとき）はその月平均入所（利用）人員をもって取扱定員とすること。
- (6) 「入所定員」とは、日常生活支援住居施設において、地方公共団体立のものにあっては条例等で定めた入所人員をいい、法人立の施設にあっては、法第 30 条ただし書きの規定に基づき都道府県知事が認定した入所人員をいう。

3 保護施設事務費

(1) 施設事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する保護施設の個々についてその所在する地域区分、取扱定員により、別表(1)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第 2 欄に掲げる要件に該当するとき（第 1 欄の 22 を除く）は、それぞれ同表第 3 欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における施設事務費支弁基準額として設定すること（円未満切捨て）。第 1 欄の 22 については、第 2 欄に掲げる要件に該当して実施する月において、加算して施設事務費支弁基準額として設定すること。なお、保護施設通所事業事務費については、一般事務費単価とは別に計上し、民間施設給与等改善費を加算した額をもって、その年度における施設事務費支弁基準額として設定する。

ただし、これにより難い場合は、厚生労働大臣に協議して承認を得た特別基準の額をもって施設事務費支弁基準額として設定すること。

なお、都道府県知事は、施設事務費支弁基準額を設定したときは、法第 19 条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

費目の名称 (第 1 欄)	設定の要件 (第 2 欄)	適用される単価 (第 3 欄)
1 寒冷地加算額	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）及び寒冷地手当支給規則（昭和 39 年総理府令第 33 号）に定める地域に所在する場合	別表(2) 事務費加算額表の 1 から 6 に示す加算額の合計額を当該施設の取扱定員に 12 を乗じて得た数により、除して得た額（10 円未満四捨五入）を加算単価とする。
2 事務用冬期採暖費	北海道に所在する場合	

3	ボイラー 技士雇上費	「ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）」第 1 条第 1 号に規定するボイラーを設置しておりボイラー技士の免許を有する者を雇上げる場合	
4	機能回復 訓練業務委 託費	救護施設のうち「理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）」で定める理学療法士又は作業療法士が、機能回復訓練を原則として週 1 回以上行う場合	
5	降灰除去 費	活動火山対策特別措置法（昭和 48 年 7 月 24 日法律第 61 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	
6	精神科医 雇上費	救護施設及び更生施設の入所者に対する精神医学面の処遇の強化を図るため、別途定めるところにより精神科医の雇上げを必要とする施設の場合	
7	指導員加 算費	1 救護施設のうち、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合 2 宿所提供施設のうち、生活指導等を積極的に行い施設利用者の自立促進に努力している施設であって別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合 3 授産施設のうち、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の利用率が高い施設であって、別途定めるところにより指導員の増員を必要とするものと認定される施設の場合	別表(2) 事務費加算 額表の 7 指導員加算単価 ※指導員加算費につい ては加算単価に加算 配置職員数を乗じた 額とする。
8	看護師加 算費	救護施設のうち、精神障害者、知的障害者及び重度の身体障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより看護師の増員を必要とするものと認定される施設の場合	別表(2) 事務費加算 額表の 8 看護師加算単価

9 介護職員 加算費	1 救護施設のうち、食事、入浴、排泄及び衣類の着脱のどれかの行為について、全部又は一部の介助を必要とする者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合 2 1の要件を満たさない施設のうち、「精神障害」、「知的障害」及び「身体障害」の障害を有する者の現に入所している入所者の占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合 3 平成16年12月14日社援発第1214002号厚生労働省社会・援護局長通知「救護施設におけるサテライト型施設の設置運営について」に基づくサテライト型施設を設置する救護施設であって、別途定めるところにより介護職員の増員を必要とするものと認定される施設の場合	別表(2) 事務費加算額表の9 介護職員加算単価 ※介護職員加算費については加算単価に加算配置職員数を乗じた額とする。
10 精神保健福祉士加算費	救護施設のうち、精神障害者及び知的障害者の現に入所している入所者に対して占める割合の高い施設であって、別途定めるところにより精神保健福祉士の増員を必要とするものと認定される施設の場合	別表(2) 事務費加算額表の10 精神保健福祉士加算単価 ※精神保健福祉士加算費については加算単価に加算配置職員数を乗じた額とする。
11 保護施設通所事業事務費	保護施設通所事業を実施している救護施設又は更生施設であって、別途定めるところにより、事務費を必要とするものと認定された場合	別表(2) 事務費加算額表の11 保護施設通所事業事務費に示す単価
12 寝具乾燥消毒費	救護施設の毎年4月1日現在における被措置者につき加算	寝具乾燥消毒費加算単価入所者1人当たり 2,560円

13 施設機能強化推進費	施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員に12を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入）を加算単価とする。
14 入所者処遇特別加算費	高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要とするものと認定された場合で毎年3月1日現在における被措置者につき加算	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員で除して得た額（10円未満四捨五入）
15 単身赴任手当加算	職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要とするものと認定された場合	当該施設にかかわる認定額を当該施設の取扱定員で除して得た額（10円未満四捨五入）
16 感染症対策等体制整備費	感染症対策等に取り組む施設であって、別途定めるところにより、業務継続計画（BCP）の策定・改定、マニュアル等の策定・改定又は施設職員に対する研修の実施のために必要と認定された場合	次の額を上限とする所要額について当該施設の取扱定員に12を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入） ・救護施設、更生施設及び宿所提供施設にあつては150,000円 ・授産施設にあつては100,000円
17 新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のための見守り支援費	救護施設又は更生施設であって、新型コロナウイルス感染症等の施設内感染を防止するために、別途定めるところにより、施設外での一時滞在場所の確保及び見守り支援を実施するために必要と認定された場合	次の額を上限として認定された経費を当該施設の取扱定員に感染防止見守り支援を実施した暦月を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入） ・施設外での一時滞在場所の確保に要する経費（日額）対象者1人当たり7,000円 ・見守り支援に要する人件費等の経費（日額）9,600円

18 就労支援 加算費	入所者の地域移行に取り組む救護施設又は更生施設であって、別途定めるところにより、就労支援加算費を必要とするものと認定された場合	次の額を上限とする 所要額について当該施設 の取扱定員に 12 を 乗じて得た数により除 して得た額（10 円未 満四捨五入） ・救護施設にあつては 762,000 円 ・更生施設にあつては 463,000円
19 地域移行 加算費	救護施設又は更生施設であって、別途定めるところにより、地域移行加算費を必要とするものと認定された場合	別途定める額を上限 とする所要額について 当該施設の取扱定員に 12 を乗じて得た数に より除して得た額（10 円未満四捨五入）
20 救護施設 受入機能体 制加算費	救護施設のうち、精神保健福祉士加算費、保護施設通所事業費又は救護施設居宅生活訓練事業の認定を受けている施設であって、別途定めるところにより、精神科病院、矯正施設等（以下「精神科病院等」という。）からの退院・退所者の積極的な受入れに向け、保護の実施機関、精神科病院等との連携強化等の実施のために必要と認定された場合	次の額を上限とする 所要額について当該施設 の取扱定員に 12 を 乗じて得た数により除 して得た額（10 円未 満四捨五入） 2,664,000 円
21 民間施設 給与等改善 費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、別途定めるところによる施設の場合	一般事務費単価（本 表の1～10、12～15に 示す単価が加算される 場合においては、これ らの単価を加算した 額）×別途定めるところ により決定された加 算率（10円未満四捨五 入） ただし、加算率につ いては別に定めるところ により全部又は一部 を減ずることができる。 また、11 保護施設通 所事業事務費について は、一般事務費単価と は別に加算率を乗じる ものとする。

22 除雪費	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設（地方公共団体の経営する施設以外の施設をいう。）の場合で毎年2月1日現在における被措置者につき加算	除雪費加算単価入所者1人当たり 6,510円
--------	---	------------------------

(2) 施設事務費支弁基準額の改正方法

当該施設の取扱定員に変更があった場合等における施設事務費支弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときはその月）から(1)の方法に準じて行うこと。

(3) 保護施設事務費の支弁方法

ア 一般入所者に関する保護施設事務費

市町村又は都道府県による保護施設事務費の支弁は次の（ア）及び（イ）の算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとする。

（ア） 本人支払額のない場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×その月初日の入所（委託、利用）実人員

（イ） 本人支払額のある場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額×その月初日の入所（委託、利用）実人員－本人支払額

ただし、新たに事業を開始した施設の場合には、事業開始後3ヶ月を経過する日の属する月まで、月の中途における入退所者にかかる保護施設事務費は、次の算式により算定した額とする。

$$(1) \text{により設定した施設事務費支弁基準額} \times \frac{\text{当該月の実入所（委託、利用）日数}}{30 \text{ 日又は当該月の日数}} - \text{本人支払額}$$

イ 一時入所者に関する保護施設事務費

別に定めるところにより、一月を超えない期間を定めて入所する場合の市町村又は都道府県による保護施設事務費の支弁は次の（ア）及び（イ）の算式により算定した合算額をもって、原則として退所月の翌々月までに行うものとする。

なお、この場合、当該者については、「ア 一般入所者に関する保護施設事務費」の算定からは除くものとする。

（ア） 本人支払額のない場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額／30日（100円未満の端数は切り捨て）×実入所（委託、利用）日数

（イ） 本人支払額のある場合

(1)により設定した施設事務費支弁基準額／30 日（100 円未満の端数は切り捨て）×実入所（委託、利用）日数－本人支払額

4 委託事務費の支弁方法

委託事務費の支弁は、3 の(3)の施設事務費の支弁方法の例に準じて行うものとする。

5 日常生活支援委託事務費

(1) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の設定方法

都道府県知事は、毎年度当初その管轄に属する日常生活支援住居施設の個々について、その所在する地域区分、入所定員により、別表(3)に示す一般事務費単価に、その施設が次の表の第2欄に掲げる要件に該当するときは、それぞれ同表第3欄に掲げる単価を加算した額をもって、その年度における日常生活支援委託事務費支弁基準額として設定すること（円未満切捨て）。

日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定する際は、入所者から受領する基本サービス費（「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年厚生労働省令34号）第16条第1項第6号に規定する基本サービス費をいう。）の金額が入所者1人当たり月額7,000円以内であることを要件とする。

なお、都道府県知事は、日常生活支援委託事務費支弁基準額を設定したときは、法第19条に規定する保護の実施機関及び施設の長に対し、その旨通知すること。

(別添)

費目の名称 (第1欄)	設定の要件 (第2欄)	適用される単価 (第3欄)
支援体制加算Ⅰ (10 : 1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を10で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者について、全入所者に占める割合が25%以上であること。	別表(4) 事務費 加算表の1 支援体制加算Ⅰの 単価
支援体制加算Ⅱ (7.5 : 1)	次のいずれの要件も満たすものとして都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で入所定員を7.5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費 加算表の2 支援体制加算Ⅱの 単価
支援体制加算Ⅲ (5 : 1)	次のいずれの要件も満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 当該施設に配置される生活支援員の員数が、常勤換算方法で、入所定員を5で除して得た数以上であること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費 加算表の3 支援員体制加算Ⅲ の単価
宿直体制加算	次のいずれの要件を満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 夜間及び深夜の時間帯において、宿直等により入所者への対応ができる体制を整えていること。 2 別に定める重点的要支援者に該当する入所者数について、全入所者数に占める割合が50%以上であること。	別表(4) 事務費 加算表の4 宿直体制加算の単 価

居宅移行支援 加算	次のいずれの要件を満たすものとして、都道府県知事が認定していること。 1 別に定めるところにより、退所者に対し、居宅生活が安定的に継続できるよう必要な支援を行うこと。 2 訪問による支援や随時の相談対応等が適切に実施できる体制を整えていること。	別表（４）事務 費加算表の５ 居宅移行支援加 算の単価
----------------------	--	---

(2) 日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定及び減算の方法

ア 当該施設の入所定員に変更があった場合等における日常生活支援委託事務費支弁基準額の改定は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その事実の生じた日が月の初日であるときはその月）から(1)の方法に準じて行うこと。

イ 当該施設の職員配置について人員欠如が生じた場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、当該施設の入所者全員について、別に定める方法によって行うこと。

ウ 当該施設において、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合における日常生活支援委託事務費の減算は、その事実が生じた月から解消されるに至った月の前月まで、該当する入所者について、別に定める方法によって行うこと。

(3) 日常生活支援委託事務費の支弁方法

市町村又は都道府県による日常生活支援委託事務費の支弁は、次のア及びイの算式により算定した合算額をもって、原則として毎月行うものとする。

ア 本人支払額のない場合

(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数

イ 本人支払額のある場合

(1)により設定した日常生活支援委託事務費支弁基準額×当該月の委託入所延べ人数－本人支払額

別表(1)

一般事務費単価表(月額)
令和7年4月1日から適用

第1 救護施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
30人以下	305,100	296,300	294,100	291,900	287,500	285,300	283,000	280,800	278,600	276,400	274,200	272,000	269,800	267,600	265,400	261,000
31-40	263,200	255,600	253,600	251,700	247,900	246,000	244,100	242,200	240,300	238,400	236,400	234,500	232,600	230,700	228,800	225,000
41-50	220,800	214,300	212,700	211,100	207,900	206,300	204,700	203,000	201,400	199,800	198,200	196,600	195,000	193,400	191,800	188,500
51-60	208,100	202,000	200,400	198,900	195,900	194,300	192,800	191,300	189,800	188,200	186,700	185,200	183,700	182,100	180,600	177,600
61-70	198,200	192,300	190,900	189,400	186,500	185,100	183,600	182,100	180,700	179,200	177,800	176,300	174,900	173,400	172,000	169,000
71-80	188,600	183,000	181,600	180,200	177,400	176,000	174,600	173,300	171,900	170,500	169,100	167,700	166,300	164,900	163,500	160,700
81-90	183,000	177,500	176,200	174,800	172,100	170,800	169,400	168,100	166,700	165,400	164,000	162,700	161,300	160,000	158,600	155,900
91-100	178,600	173,400	172,000	170,700	168,100	166,700	165,400	164,100	162,800	161,500	160,100	158,800	157,500	156,200	154,900	152,200
101-110	170,700	165,700	164,500	163,200	160,700	159,500	158,200	157,000	155,700	154,500	153,200	152,000	150,700	149,500	148,200	145,700
111-120	170,900	165,800	164,600	163,300	160,800	159,500	158,200	157,000	155,700	154,500	153,200	151,900	150,700	149,400	148,100	145,600
121-130	168,500	163,500	162,200	161,000	158,500	157,200	156,000	154,700	153,500	152,200	151,000	149,700	148,500	147,200	146,000	143,500
131-140	166,100	161,100	159,900	158,700	156,200	155,000	153,700	152,500	151,300	150,100	148,800	147,600	146,400	145,100	143,900	141,400
141-150	167,600	162,600	161,400	160,100	157,600	156,400	155,100	153,900	152,700	151,400	150,200	148,900	147,700	146,400	145,200	142,700
151-160	169,900	164,900	163,600	162,300	159,800	158,500	157,300	156,000	154,700	153,500	152,200	151,000	149,700	148,400	147,200	144,600
161-170	164,000	159,100	157,900	156,700	154,300	153,000	151,800	150,600	149,400	148,200	147,000	145,700	144,500	143,300	142,100	139,600
171-180	162,700	157,800	156,600	155,400	153,000	151,800	150,600	149,400	148,200	147,000	145,700	144,500	143,300	142,100	140,900	138,500
181-190	164,900	160,000	158,700	157,500	155,100	153,800	152,600	151,400	150,200	148,900	147,700	146,500	145,300	144,000	142,800	140,300
191-200	160,100	155,400	154,200	153,000	150,600	149,400	148,200	147,000	145,800	144,600	143,500	142,300	141,100	139,900	138,700	136,300
201-210	161,300	156,500	155,300	154,100	151,800	150,600	149,400	148,200	147,000	145,800	144,600	143,400	142,300	141,100	139,900	137,500
211-220	162,600	157,800	156,600	155,400	153,000	151,800	150,600	149,400	148,200	147,000	145,800	144,600	143,400	142,200	141,000	138,600
221-230	160,100	155,300	154,100	153,000	150,600	149,400	148,200	147,000	145,800	144,600	143,500	142,300	141,100	139,900	138,700	136,300
231-240	159,200	154,500	153,300	152,100	149,800	148,600	147,400	146,200	145,100	143,900	142,700	141,500	140,300	139,100	138,000	135,600
241-250	158,500	153,800	152,600	151,400	149,000	147,900	146,700	145,500	144,300	143,200	142,000	140,800	139,600	138,500	137,300	134,900
251-260	157,100	152,400	151,200	150,100	147,700	146,600	145,400	144,200	143,100	141,900	140,700	139,600	138,400	137,200	136,100	133,700
261-270	156,400	151,700	150,600	149,400	147,100	145,900	144,800	143,600	142,400	141,300	140,100	138,900	137,800	136,600	135,500	133,100
271人以上	155,800	151,200	150,000	148,800	146,500	145,400	144,200	143,000	141,900	140,700	139,600	138,400	137,300	136,100	134,900	132,600

(注)

- 1 地域区分は、次によること。
- (1)「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11 条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表第一(附則第2条及び附則第4条関係)(以下「別表第1」という。)の級地が「20パーセント級地」とされている地域とする。
- (2)「16/100」とは、人事院規則附則別表の級地が「16パーセント級地」とされている地域とする。
- (3)「15/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「15パーセント級地」とされている地域とする。
- (4)「14/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「14パーセント級地」とされている地域及び習志野市、八千代市、東大和市、小金井市、東久留米市とする。
- (5)「12/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「12パーセント級地」とされている地域及び綾瀬市、座間市、海老名市、高石市とする。
- (6)「11/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「11パーセント級地」とされている地域及び逗子市、高座郡寒川町、摂津市、松原市とする。
- (7)「10/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「10パーセント級地」とされている地域(東久留米市を除く。)及び伊勢原市、大阪狭山市、泉北郡忠岡町、貝塚市とする。
- (8)「9/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「9パーセント級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、四街道市、安芸郡府中町とする。
- (9)「8/100」とは、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町とする。
- (10)「7/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「7パーセント級地」とされている地域及び白井市、大府市、長岡京市とする。
- (11)「6/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「6パーセント級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知多市、愛西市とする。
- (12)「5/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「5パーセント級地」とされている地域及び狭山市、蕨市とする。
- (13)「4/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「4パーセント級地」とされている地域及び四条畷市とする。
- (14)「3/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「3パーセント級地」とされている地域及び生駒郡斑鳩町とする。
- (15)「2/100」とは、人事院規則附則別表第1の級地が「2パーセント級地」とされている地域とする。
- (16)「左記以外の地域」とは、(1)から(15)以外の地域とする。

- 2 定員111人以上の施設にあっては、次の表の適用区分による医師人件費単価を加える。
- 3 サテライト型施設を設置している場合には、本体施設とサテライト型施設のそれぞれの定員の合計を取扱定員とする。

医師人件費単価																														(単位:円)			
地域区分	20/100		16/100		15/100		14/100		12/100		11/100		10/100		9/100		8/100		7/100		6/100		5/100		4/100		3/100		2/100		左記以外の地域		
取扱定員	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	常勤医師 の場合	常勤医師で ない場合	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	10,200	3,400	10,000	3,400	9,900	3,300	9,900	3,300	9,800	3,300	9,700	3,300	9,700	3,300	9,600	3,200	9,500	3,200	9,500	3,200	9,400	3,200	9,400	3,200	9,300	3,100	9,200	3,100	9,200	3,100	9,100	3,100	
121-130	9,500	3,200	9,200	3,100	9,200	3,100	9,100	3,100	9,000	3,000	9,000	3,000	8,900	3,000	8,900	3,000	8,800	3,000	8,800	2,900	8,700	2,900	8,600	2,900	8,600	2,900	8,500	2,900	8,500	2,900	8,400	2,800	
131-140	8,800	3,000	8,600	2,900	8,500	2,900	8,500	2,900	8,400	2,800	8,300	2,800	8,300	2,800	8,200	2,800	8,200	2,800	8,100	2,700	8,100	2,700	8,000	2,700	8,000	2,700	7,900	2,700	7,900	2,700	7,800	2,600	
141-150	8,200	2,800	8,000	2,700	8,000	2,700	7,900	2,700	7,800	2,600	7,800	2,600	7,700	2,600	7,700	2,600	7,600	2,600	7,600	2,600	7,500	2,500	7,500	2,500	7,400	2,500	7,400	2,500	7,400	2,500	7,300	2,500	
151-160	7,700	2,600	7,500	2,500	7,500	2,500	7,400	2,500	7,300	2,500	7,300	2,500	7,300	2,500	7,200	2,400	7,200	2,400	7,100	2,400	7,100	2,400	7,000	2,400	7,000	2,400	6,900	2,300	6,900	2,300	6,800	2,300	
161-170	7,200	2,400	7,100	2,400	7,000	2,400	7,000	2,400	6,900	2,300	6,900	2,300	6,800	2,300	6,800	2,300	6,700	2,300	6,700	2,300	6,700	2,300	6,600	2,200	6,600	2,200	6,500	2,200	6,500	2,200	6,400	2,200	
171-180	6,800	2,300	6,700	2,300	6,600	2,200	6,600	2,200	6,500	2,200	6,500	2,200	6,500	2,200	6,400	2,200	6,400	2,200	6,300	2,100	6,300	2,100	6,300	2,100	6,200	2,100	6,200	2,100	6,100	2,100	6,100	2,100	
181-190	6,500	2,200	6,300	2,100	6,300	2,100	6,300	2,100	6,200	2,100	6,200	2,100	6,100	2,100	6,100	2,100	6,000	2,000	6,000	2,000	6,000	2,000	5,900	2,000	5,900	2,000	5,900	2,000	5,800	2,000	5,700	1,900	
191-200	6,200	2,100	6,000	2,000	6,000	2,000	6,000	2,000	5,900	2,000	5,800	2,000	5,800	2,000	5,800	2,000	5,700	1,900	5,700	1,900	5,700	1,900	5,600	1,900	5,600	1,900	5,600	1,900	5,500	1,900	5,500	1,900	
201-210	5,900	2,000	5,700	1,900	5,700	1,900	5,700	1,900	5,600	1,900	5,600	1,900	5,500	1,900	5,500	1,900	5,500	1,900	5,400	1,800	5,400	1,800	5,400	1,800	5,300	1,800	5,300	1,800	5,300	1,800	5,200	1,800	
211-220	5,600	1,900	5,500	1,900	5,400	1,800	5,400	1,800	5,400	1,800	5,300	1,800	5,300	1,800	5,300	1,800	5,200	1,800	5,200	1,800	5,200	1,800	5,100	1,700	5,100	1,700	5,100	1,700	5,000	1,700	5,000	1,700	
221-230	5,400	1,800	5,200	1,800	5,200	1,800	5,200	1,800	5,100	1,700	5,100	1,700	5,100	1,700	5,000	1,700	5,000	1,700	5,000	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700	4,800	1,600	4,800	1,600	4,800	1,600	
231-240	5,100	1,700	5,000	1,700	5,000	1,700	5,000	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700	4,900	1,600	4,800	1,600	4,800	1,600	4,800	1,600	4,700	1,600	4,700	1,600	4,700	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	
241-250	4,900	1,700	4,800	1,600	4,800	1,600	4,800	1,600	4,700	1,600	4,700	1,600	4,700	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,500	1,500	4,500	1,500	4,500	1,500	4,500	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500	
251-260	4,800	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,600	1,600	4,500	1,500	4,500	1,500	4,500	1,500	4,500	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500	4,300	1,500	4,300	1,500	4,300	1,500	4,300	1,500	4,200	1,400	
261-270	4,600	1,600	4,500	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500	4,400	1,500	4,300	1,500	4,300	1,500	4,300	1,500	4,300	1,500	4,200	1,400	4,200	1,400	4,200	1,400	4,200	1,400	4,100	1,400	4,100	1,400	4,100	1,400	
271人以上	4,400	1,500	4,300	1,500	4,300	1,500	4,300	1,500	4,200	1,400	4,200	1,400	4,200	1,400	4,100	1,400	4,100	1,400	4,100	1,400	4,100	1,400	4,000	1,400	4,000	1,400	4,000	1,400	4,000	1,400	3,900	1,300	

- (注) 1 地域区分は、第1救護施設に準ずる。
2 地域区分は、前表の区分と同じ。
3 常勤医師の場合、常勤医師でない場合の単価の適用区分については、別に定める場合による。

一般事務費単価表(月額)
令和7年4月1日から適用

第2 更生施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
30人以下	215,700	209,700	208,200	206,700	203,700	202,200	200,700	199,200	197,700	196,200	194,700	193,200	191,700	190,100	188,600	185,600
31-40	177,800	172,800	171,500	170,300	167,800	166,500	165,300	164,100	162,800	161,600	160,300	159,100	157,800	156,600	155,300	152,800
41-50	152,400	148,100	147,000	145,900	143,800	142,700	141,600	140,500	139,500	138,400	137,300	136,200	135,100	134,100	133,000	130,800
51-60	128,300	124,700	123,800	122,900	121,100	120,100	119,200	118,300	117,400	116,500	115,600	114,700	113,800	112,900	111,900	110,100
61-70	110,200	107,100	106,300	105,500	103,900	103,200	102,400	101,600	100,800	100,000	99,300	98,500	97,700	96,900	96,100	94,600
71-80	96,600	93,800	93,200	92,500	91,100	90,400	89,700	89,100	88,400	87,700	87,000	86,300	85,700	85,000	84,300	82,900
81-90	86,000	83,600	83,000	82,300	81,100	80,500	79,900	79,300	78,700	78,100	77,500	76,900	76,300	75,700	75,100	73,800
91-100	82,600	80,200	79,700	79,100	77,900	77,300	76,700	76,100	75,500	74,900	74,400	73,800	73,200	72,600	72,000	70,800
101-110	75,400	73,300	72,700	72,200	71,100	70,600	70,100	69,500	69,000	68,500	67,900	67,400	66,800	66,300	65,800	64,700
111-120	69,300	67,300	66,800	66,300	65,300	64,800	64,300	63,800	63,300	62,900	62,400	61,900	61,400	60,900	60,400	59,400
121-130	64,000	62,200	61,800	61,300	60,400	59,900	59,500	59,000	58,600	58,100	57,700	57,200	56,800	56,300	55,800	54,900
131-140	59,500	57,900	57,400	57,000	56,200	55,700	55,300	54,900	54,500	54,100	53,600	53,200	52,800	52,400	52,000	51,100
141-150	60,000	58,400	57,900	57,500	56,700	56,300	55,800	55,400	55,000	54,600	54,100	53,700	53,300	52,900	52,500	51,600
151-160	61,200	59,400	59,000	58,600	57,700	57,300	56,800	56,400	56,000	55,500	55,100	54,700	54,200	53,800	53,400	52,500
161-170	57,600	56,000	55,600	55,200	54,400	54,000	53,600	53,200	52,700	52,300	51,900	51,500	51,100	50,700	50,300	49,500
171-180	56,400	54,800	54,400	54,000	53,200	52,800	52,300	51,900	51,500	51,100	50,700	50,300	49,900	49,500	49,100	48,300
181-190	53,500	52,000	51,600	51,200	50,400	50,000	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100	47,700	47,400	47,000	46,600	45,800
191-200	53,900	52,400	52,000	51,600	50,800	50,400	50,100	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100	47,700	47,300	46,900	46,200
201-210	52,200	50,700	50,300	49,900	49,200	48,800	48,400	48,100	47,700	47,300	47,000	46,600	46,200	45,900	45,500	44,700
211-220	52,700	51,200	50,800	50,400	49,700	49,300	48,900	48,600	48,200	47,800	47,400	47,100	46,700	46,300	45,900	45,200
221-230	52,700	51,200	50,800	50,400	49,600	49,300	48,900	48,500	48,100	47,800	47,400	47,000	46,600	46,200	45,900	45,100
231-240	52,000	50,400	50,100	49,700	48,900	48,600	48,200	47,800	47,400	47,000	46,700	46,300	45,900	45,500	45,200	44,400
241-250	49,900	48,500	48,100	47,700	47,000	46,700	46,300	45,900	45,600	45,200	44,800	44,500	44,100	43,800	43,400	42,700
251-260	50,400	48,900	48,600	48,200	47,500	47,100	46,700	46,400	46,000	45,600	45,300	44,900	44,500	44,200	43,800	43,100
261-270	50,900	49,400	49,000	48,700	47,900	47,600	47,200	46,800	46,500	46,100	45,700	45,300	45,000	44,600	44,200	43,500
271人以上	49,100	47,700	47,300	47,000	46,300	45,900	45,600	45,200	44,800	44,500	44,100	43,800	43,400	43,000	42,700	42,000

(注) 地域区分は、第1 救護施設に準ずる。

一般事務費単価表(月額)

令和7年4月1日から適用

第3 宿所提供施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
30人以下	62,300	60,600	60,100	59,700	58,800	58,400	57,900	57,500	57,100	56,600	56,200	55,700	55,300	54,900	54,400	53,600
31-40	46,800	45,500	45,200	44,900	44,200	43,900	43,500	43,200	42,900	42,600	42,200	41,900	41,600	41,300	40,900	40,300
41-50	37,500	36,500	36,200	36,000	35,400	35,200	34,900	34,600	34,400	34,100	33,900	33,600	33,300	33,100	32,800	32,300
51-60	31,300	30,500	30,200	30,000	29,600	29,400	29,200	28,900	28,700	28,500	28,300	28,100	27,800	27,600	27,400	27,000
61-70	26,900	26,200	26,000	25,800	25,400	25,200	25,000	24,900	24,700	24,500	24,300	24,100	23,900	23,700	23,500	23,200
71-80	23,600	22,900	22,800	22,600	22,300	22,100	22,000	21,800	21,600	21,500	21,300	21,100	21,000	20,800	20,800	20,300
81-90	21,000	20,400	20,300	20,100	19,900	19,700	19,600	19,400	19,300	19,100	19,000	18,800	18,700	18,500	18,400	18,100
91-100	19,000	18,400	18,300	18,200	17,900	17,800	17,600	17,500	17,400	17,300	17,100	17,000	16,900	16,700	16,600	16,300
101-110	17,300	16,800	16,700	16,600	16,300	16,200	16,100	16,000	15,800	15,700	15,600	15,500	15,400	15,200	15,100	14,900
111-120	15,900	15,400	15,300	15,200	15,000	14,900	14,800	14,700	14,500	14,400	14,300	14,200	14,100	14,000	13,900	13,700
121-130	14,700	14,300	14,200	14,100	13,900	13,800	13,700	13,600	13,500	13,400	13,300	13,200	13,100	13,000	12,900	12,700
131-140	13,600	13,300	13,200	13,100	12,900	12,800	12,700	12,600	12,500	12,400	12,300	12,200	12,100	12,100	12,000	11,800
141-150	12,800	12,400	12,300	12,200	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,600	11,500	11,500	11,400	11,300	11,200	11,000
151-160	12,000	11,700	11,600	11,500	11,300	11,300	11,200	11,100	11,000	10,900	10,800	10,800	10,700	10,600	10,500	10,300
161-170	11,300	11,000	10,900	10,800	10,700	10,600	10,500	10,500	10,400	10,300	10,200	10,100	10,100	10,000	9,900	9,800
171-180	10,700	10,400	10,300	10,300	10,100	10,000	10,000	9,900	9,800	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500	9,400	9,200
181-190	10,200	9,900	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500	9,400	9,300	9,300	9,200	9,100	9,100	9,000	8,900	8,800
191-200	9,700	9,400	9,300	9,300	9,100	9,100	9,000	8,900	8,900	8,800	8,700	8,700	8,600	8,600	8,500	8,400
201-210	11,500	11,200	11,100	11,000	10,900	10,800	10,700	10,600	10,500	10,500	10,400	10,300	10,200	10,100	10,100	9,900
211人以上	11,000	10,700	10,600	10,500	10,400	10,300	10,200	10,200	10,100	10,000	9,900	9,800	9,800	9,700	9,600	9,500

(注) 地域区分は、第1 救護施設に準ずる。

一般事務費単価表(月額)

令和7年4月1日から適用

第4 授産施設

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
20人以下	102,200	99,200	98,500	97,800	96,300	95,500	94,800	94,000	93,300	92,600	91,800	91,100	90,300	89,600	88,800	87,400
21-30	95,900	92,900	92,100	91,300	89,800	89,100	88,300	87,500	86,800	86,000	85,200	84,500	83,700	83,000	82,200	80,700
31-40	72,100	69,800	69,200	68,600	67,500	66,900	66,400	65,800	65,200	64,600	64,100	63,500	62,900	62,400	61,800	60,700
41-50	70,400	68,200	67,600	67,000	65,900	65,400	64,800	64,300	63,700	63,200	62,600	62,100	61,500	61,000	60,400	59,300
51-60	70,200	68,000	67,400	66,900	65,700	65,200	64,600	64,100	63,500	63,000	62,400	61,900	61,300	60,800	60,200	59,100
61-70	66,700	64,600	64,100	63,600	62,500	62,000	61,500	61,000	60,400	59,900	59,400	58,900	58,300	57,800	57,300	56,200
71-80	64,200	62,200	61,600	61,100	60,100	59,600	59,100	58,600	58,100	57,600	57,100	56,600	56,100	55,600	55,000	54,000
81-90	64,000	61,900	61,400	60,900	59,900	59,400	58,900	58,400	57,900	57,400	56,900	56,400	55,900	55,400	54,900	53,900
91人以上	57,600	55,800	55,300	54,900	54,000	53,500	53,100	52,600	52,200	51,700	51,300	50,800	50,300	49,900	49,400	48,500

家庭授産	7,000	6,800	6,700	6,700	6,600	6,500	6,500	6,400	6,400	6,300	6,300	6,200	6,200	6,100	6,100	5,900
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注) 地域区分は、第1 救護施設に準ずる。

別表(2)

事務費加算表

1 寒冷地加算額

当該施設の取扱定員に支給地域の区分ごとに次の額を乗じて得た額

施設種別	1級地	2級地	3級地	4級地
救 護	円 22,680	円 20,280	円 20,040	円 15,840
更 生	11,640	10,440	10,200	8,160
宿 提	3,240	3,000	2,880	2,280
授 産	12,120	10,800	10,680	8,520

注：表中の1級地から4級地は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第一条第一号及び第二号に定める地域とする。

2 事務用冬期採暖費加算額

1施設当たり年額 取扱定員×2, 310円

3 ボイラー技士雇上費加算額

1施設当たり年額 2, 655, 180円

4 機能回復訓練業務委託費加算額

1施設当たり年額 338, 620円

5 降灰除去費

1施設当たり年額 170, 830円

6 精神科医雇上費加算額

(1) 救護施設

加算回数	月1回	月3回	月4回	月5回	月6回	月7回
1施設当たり加算年額	円 179,120	円 537,360	円 716,480	円 895,600	円 1,074,720	円 1,253,840

(2) 更生施設

1施設当たり年額 358,240 円

7 指導員加算（入所者（利用者） 1 人当たり月額）

ア 救護施設

令和7年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
50人以下	12,900	12,500	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,600	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	10,900
51-60	10,800	10,400	10,400	10,300	10,100	10,000	9,900	9,900	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400	9,400	9,300	9,100
61-70	9,200	9,000	8,900	8,800	8,700	8,600	8,500	8,500	8,400	8,300	8,200	8,200	8,100	8,000	8,000	7,800
71-80	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600	7,500	7,500	7,400	7,300	7,300	7,200	7,200	7,100	7,000	7,000	6,800
81-90	7,300	7,000	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700	6,600	6,500	6,500	6,500	6,400	6,400	6,300	6,300	6,100
91-100	6,500	6,300	6,300	6,200	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800	5,800	5,700	5,700	5,600	5,500
101-110	5,900	5,800	5,700	5,700	5,600	5,500	5,500	5,400	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,000
111-120	5,400	5,200	5,200	5,200	5,100	5,000	5,000	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600
121-130	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,500	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400	4,300	4,300
131-140	4,700	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400	4,300	4,300	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	4,100	4,000	4,000
141-150	4,400	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,700
151-160	4,100	4,000	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500
161-170	3,900	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300
171-180	3,700	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100
181-190	3,500	3,400	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900
191-200	3,300	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800
201-210	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700
211-220	3,000	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,500
221-230	2,900	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400
231-240	2,800	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300
241-250	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200
251-260	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200
261-270	2,500	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100
271人以上	2,400	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000	2,000

(注) 地域区分は、別表（1）の第1 救護施設の区分に準ずる。

イ 宿所提供施設

令和7年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
50人以下	12,700	12,300	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700	11,600	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	11,000	11,000	10,800
51-60	10,600	10,300	10,200	10,100	9,900	9,900	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500	9,400	9,300	9,200	9,100	9,000
61-70	9,100	8,800	8,700	8,700	8,500	8,500	8,400	8,300	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000	7,900	7,800	7,700
71-80	8,000	7,700	7,700	7,600	7,500	7,400	7,400	7,300	7,200	7,200	7,100	7,000	7,000	6,900	6,900	6,700
81-90	7,100	6,900	6,800	6,800	6,600	6,600	6,500	6,500	6,400	6,400	6,300	6,300	6,200	6,200	6,100	6,000
91-100	6,400	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900	5,800	5,800	5,700	5,700	5,600	5,600	5,500	5,500	5,400
101-110	5,800	5,600	5,600	5,500	5,400	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	5,000	4,900
111-120	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500
121-130	4,900	4,800	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400	4,400	4,300	4,300	4,200	4,200
131-140	4,600	4,400	4,400	4,400	4,300	4,300	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	4,000	4,000	4,000	3,900	3,900
141-150	4,300	4,100	4,100	4,100	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600
151-160	4,000	3,900	3,900	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,500	3,400
161-170	3,800	3,700	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300	3,200
171-180	3,600	3,500	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,000
181-190	3,400	3,300	3,300	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900
191-200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700
201-210	3,100	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600
211人以上	2,900	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500

(注) 地域区分は、別表(1)の第1救護施設の区分に準ずる。

ウ 授産施設（その１ 常勤職員を配置した場合）

令和7年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
20人以下	31,600	30,600	30,300	30,100	29,600	29,400	29,100	28,900	28,600	28,400	28,100	27,900	27,700	27,400	27,200	26,700
21-30	21,100	20,400	20,200	20,100	19,800	19,600	19,400	19,300	19,100	18,900	18,800	18,600	18,500	18,300	18,100	17,800
31-40	15,800	15,300	15,200	15,100	14,800	14,700	14,600	14,500	14,300	14,200	14,100	14,000	13,900	13,700	13,600	13,400
41-50	12,700	12,300	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700	11,600	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	11,000	10,900	10,700
51-60	10,600	10,200	10,100	10,100	9,900	9,800	9,700	9,700	9,600	9,500	9,400	9,300	9,300	9,200	9,100	8,900
61-70	9,100	8,800	8,700	8,600	8,500	8,400	8,400	8,300	8,200	8,100	8,100	8,000	7,900	7,900	7,800	7,700
71-80	7,900	7,700	7,600	7,600	7,400	7,400	7,300	7,300	7,200	7,100	7,100	7,000	7,000	6,900	6,800	6,700
81-90	7,100	6,800	6,800	6,700	6,600	6,600	6,500	6,500	6,400	6,300	6,300	6,200	6,200	6,100	6,100	6,000
91人以上	6,400	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900	5,800	5,800	5,700	5,700	5,600	5,600	5,500	5,500	5,400

(注) 地域区分は、別表（１）の第１救護施設の区分に準ずる。

授産施設（その２ 常勤職員と非常勤職員を配置した場合）

令和7年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
20人以下	40,600	39,600	39,300	39,100	38,600	38,400	38,100	37,900	37,600	37,400	37,100	36,900	36,700	36,400	36,200	35,700
21-30	27,100	26,400	26,200	26,100	25,800	25,600	25,400	25,300	25,100	24,900	24,800	24,600	24,500	24,300	24,100	23,800
31-40	20,300	19,800	19,700	19,600	19,300	19,200	19,100	19,000	18,800	18,700	18,600	18,500	18,400	18,200	18,100	17,900
41-50	16,300	15,900	15,800	15,700	15,500	15,400	15,300	15,200	15,100	15,000	14,900	14,800	14,700	14,600	14,500	14,300
51-60	13,600	13,200	13,100	13,100	12,900	12,800	12,700	12,700	12,600	12,500	12,400	12,300	12,300	12,200	12,100	11,900
61-70	11,600	11,300	11,200	11,100	11,000	10,900	10,900	10,800	10,700	10,600	10,600	10,500	10,400	10,400	10,300	10,200
71-80	10,100	9,900	9,800	9,800	9,600	9,600	9,500	9,500	9,400	9,300	9,300	9,200	9,200	9,100	9,000	8,900
81-90	9,100	8,800	8,800	8,700	8,600	8,600	8,500	8,500	8,400	8,300	8,300	8,200	8,200	8,100	8,100	8,000
91人以上	8,200	8,000	7,900	7,900	7,800	7,700	7,700	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400	7,400	7,300	7,300	7,200

(注) 地域区分は、別表（１）の第１救護施設の区分に準ずる。

8 看護師加算（入所者（利用者）１人当たり月額）

救護施設

令和7年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
50人以下	12,900	12,500	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,600	11,500	11,400	11,300	11,200	11,100	10,900
51-60	10,800	10,400	10,400	10,300	10,100	10,000	9,900	9,900	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400	9,400	9,300	9,100
61-70	9,300	9,000	8,900	8,800	8,700	8,600	8,500	8,500	8,400	8,300	8,200	8,200	8,100	8,000	8,000	7,800
71-80	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600	7,500	7,500	7,400	7,400	7,300	7,200	7,200	7,100	7,000	7,000	6,900
81-90	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700	6,700	6,600	6,500	6,500	6,400	6,400	6,300	6,300	6,200	6,100
91-100	6,500	6,300	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800	5,800	5,700	5,700	5,600	5,600	5,500
101-110	5,900	5,700	5,700	5,600	5,500	5,500	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000
111-120	5,400	5,300	5,200	5,200	5,100	5,000	5,000	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,600
121-130	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,400	4,400	4,400	4,300	4,200
131-140	4,700	4,500	4,500	4,400	4,400	4,300	4,300	4,300	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	4,000	4,000	3,900
141-150	4,300	4,200	4,200	4,100	4,100	4,000	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700
151-160	4,100	4,000	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500
161-170	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300
171-180	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100

（注）地域区分は、別表（１）の第１救護施設の区分に準ずる。

9 介護職員加算（入所者（利用者）１人当たり月額）
救護施設

令和7年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
50人以下	13,200	12,800	12,700	12,600	12,400	12,300	12,200	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,600	11,500	11,400	11,200
51-60	11,000	10,700	10,600	10,500	10,400	10,300	10,200	10,100	10,000	9,900	9,800	9,800	9,700	9,600	9,500	9,300
61-70	9,500	9,200	9,100	9,000	8,900	8,800	8,700	8,700	8,600	8,500	8,400	8,400	8,300	8,200	8,200	8,000
71-80	8,300	8,000	8,000	7,900	7,800	7,700	7,700	7,600	7,500	7,500	7,400	7,300	7,300	7,200	7,100	7,000
81-90	7,400	7,200	7,100	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700	6,700	6,600	6,600	6,500	6,500	6,400	6,300
91-100	6,700	6,500	6,400	6,400	6,300	6,200	6,200	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800	5,800	5,700
101-110	6,100	5,900	5,900	5,800	5,700	5,700	5,600	5,600	5,500	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200
111-120	5,600	5,400	5,400	5,300	5,200	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	5,000	4,900	4,900	4,900	4,800	4,700
121-130	5,200	5,000	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700	4,700	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,400
131-140	4,800	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,400	4,400	4,300	4,300	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100
141-150	4,500	4,300	4,300	4,300	4,200	4,200	4,100	4,100	4,100	4,000	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,800
151-160	4,200	4,100	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600
161-170	4,000	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400
171-180	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200
181-190	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000
191-200	3,400	3,300	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900
201-210	3,200	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700
211-220	3,100	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600
221-230	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500
231-240	2,800	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400
241-250	2,700	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300
251-260	2,600	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200
261-270	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100
271人以上	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100

（注）地域区分は、別表（１）の第1救護施設の区分に準ずる。

1 0 精神保健福祉士加算（入所者（利用者）1人当たり月額）

救護施設

令和7年4月1日から適用

(単位:円)

取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
50人以下	13,100	12,700	12,600	12,500	12,300	12,200	12,100	12,000	11,900	11,800	11,700	11,600	11,500	11,400	11,300	11,100
51-60	10,900	10,600	10,500	10,400	10,200	10,200	10,100	10,000	9,900	9,800	9,700	9,700	9,600	9,500	9,400	8,600
61-70	9,400	9,100	9,000	8,900	8,800	8,700	8,600	8,600	8,500	8,400	8,400	8,300	8,200	8,100	8,100	7,900
71-80	8,200	8,000	7,900	7,800	7,700	7,600	7,600	7,500	7,500	7,400	7,300	7,300	7,200	7,100	7,100	6,900
81-90	7,400	7,100	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700	6,700	6,600	6,600	6,500	6,400	6,400	6,300	6,200
91-100	6,600	6,400	6,400	6,300	6,200	6,200	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600
101-110	6,000	5,800	5,800	5,700	5,700	5,600	5,600	5,500	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100
111-120	5,500	5,300	5,300	5,200	5,100	5,100	5,100	5,000	4,700	4,900	4,900	4,900	4,800	4,800	4,700	4,600
121-130	5,100	5,000	4,900	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,600	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,400	4,300
131-140	4,700	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,400	4,300	4,300	4,300	4,200	4,200	4,200	4,100	4,100	4,000
141-150	4,400	4,300	4,300	4,200	4,200	4,100	4,100	4,100	4,000	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,800	3,800
151-160	4,200	4,000	4,000	4,000	3,900	3,900	3,800	3,800	3,800	3,700	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,500
161-170	3,900	3,800	3,800	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,300
171-180	3,700	3,600	3,600	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,100
181-190	3,500	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000
191-200	3,300	3,200	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,800
201-210	3,200	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700
211-220	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600
221-230	2,900	2,800	2,800	2,800	2,700	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500
231-240	2,800	2,700	2,700	2,700	2,600	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400
241-250	2,700	2,600	2,600	2,600	2,500	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300
251-260	2,600	2,500	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200
261-270	2,500	2,400	2,400	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100
271人以上	2,400	2,300	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000

(注) 地域区分は、別表（1）の第1 救護施設の区分に準ずる。

11 保護施設通所事業単価（入所者（利用者） 1 人当たり月額）

ア 通所訓練

令和 7 年 4 月 1 日から適用																
(単位：円)																
取扱定員	20/100	16/100	15/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	左記以外の地域
救護施設	139,300	135,300	134,300	133,200	131,200	130,200	129,200	128,100	127,100	126,100	125,100	124,100	123,100	122,000	121,000	119,000
更生施設	134,600	130,700	129,700	128,700	126,800	125,800	124,900	123,900	122,900	121,900	121,000	120,000	119,000	118,000	117,100	115,100

（注）地域区分は、別表（１）の第 1 救護施設の区分に準ずる。

イ 訪問指導

令和 7 年 4 月 1 日から適用																
(単位：円)																
利用者 1 人当たり月額															23,400	

別表（３）

日常生活支援住居施設 一般事務費単価表（日額）

（単位：円）

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
15人以下	960	920	910	880	860	830	800	770
16-20	860	830	820	790	770	740	710	690
21-30	710	680	670	650	630	610	580	560
31-40	820	790	780	750	740	700	680	650
41-50	720	690	680	660	640	610	590	570
51-60	650	620	620	600	580	550	530	510
61-70	720	690	680	660	640	610	590	570
71-80	670	640	630	610	600	570	550	530
81人以上	630	610	600	580	570	540	520	490

（注）

１ 地域区分は、次によること。

（１）「20/100」とは、人事院規則九一四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（令和七年人事院規則九一四九一五七）による改正前の規則9-49（以下「旧規則9-49」という。）別表第１（第２条、第３条関係）（以下「別表第１」という。）の支給割合が１級地とされている地域とする。

（２）「16/100」とは、旧規則9-49別表第１の支給割合が２級地とされている地域とする。

（３）「15/100」とは、旧規則9-49別表第１の支給割合が３級地とされている地域及び習志野市、八千代市とする。

（４）「12/100」とは、旧規則9-49別表第１の支給割合が４級地とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。

（５）「10/100」とは、旧規則9-49別表第１の支給割合が５級地とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、四街道市、小金井市、東久留米市、高座郡寒川町、逗子市、摂津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。

（６）「6/100」とは、旧規則9-49別表第一の支給割合が６級地とされている地域（東久留米市を除く。）及び狹山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狹山市、泉北郡忠岡町、貝塚市とする。

（７）「3/100」とは、旧規則9-49別表第１の支給割合が７級地とされている地域及び稲沢市、東海市、知多市、愛西市、四篠畷市、生駒郡斑鳩町とする。

２ 次のいずれかに該当する場合に、一般事務費単価表の額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とする。

（１）日常生活支援住居施設において置くべき生活支援員の員数を満たしていない場合 100分の70（生活支援員の員数を満たしていない状態が３月以上継続している場合は、100分の50）

（２）個別支援計画の策定が行われていない場合 100分の70（個別支援計画が策定されていない状態が３月以上継続している場合は、100分の50）

３ 日常生活支援委託事務費の算定については、当該施設において利用者から受領する基本サービス費の金額が１人あたり月額7,000円以内であることを要件とする。

別表（４）

１ 支援体制加算Ⅰ 入所者１人あたり日額

（単位：円）

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10:1	290	280	270	270	260	250	240	240

２ 支援体制加算Ⅱ 入所者１人あたり日額

（単位：円）

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
7.5:1	570	560	550	540	530	510	490	480

３ 支援体制加算Ⅲ 入所者１人あたり日額

（単位：円）

	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
5:1	1,140	1,110	1,100	1,070	1,050	1,010	980	950

４ 宿直体制加算 入所者１人あたり日額

（単位：円）

入所定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外の地域
10人以下	510	490	490	480	470	450	440	420
11～15	340	330	330	320	310	300	290	280
16～20	260	250	250	240	240	230	220	220
21～25	200	200	200	190	190	180	170	170
26～30	170	160	160	160	160	150	150	140

（注）地域区分は、別表（３）の地域区分に準ずる。

５ 居宅移行支援加算 対象者１人当たり月額 15,170円